

平成30年第1回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

平成30年3月5日(月)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
(町長招集あいさつ)
- 第 4 議案第 1号 平成29年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 5 議案第 2号 平成29年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 第 6 議案第 3号 平成29年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 7 議案第 4号 平成29年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 8 議案第 5号 平成29年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 9 議案第 6号 平成30年度永平寺町一般会計予算について
- 第10 議案第 7号 平成30年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第11 議案第 8号 平成30年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第12 議案第 9号 平成30年度永平寺町介護保険特別会計予算について
- 第13 議案第10号 平成30年度永平寺町下水道事業特別会計予算について
- 第14 議案第11号 平成30年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第15 議案第12号 平成30年度永平寺町上水道事業会計予算について
- 第16 議案第13号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第14号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強

化に関する法律の施行に伴う永平寺町税条例の課税の特
例に関する条例の制定について

- 第18 議案第15号 永平寺町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 第19 議案第16号 永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 第20 議案第17号 永平寺町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関
する基準等を定める条例の制定について
- 第21 議案第18号 永平寺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並び
に指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な
支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正す
る条例の制定について
- 第22 議案第19号 永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及
び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条
例の制定について
- 第23 議案第20号 永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人
員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービ
スに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 第24 議案第21号 永平寺町福祉関係医療費の助成に関する条例等の一部を
改正する条例の制定について
- 第25 議案第22号 永平寺町営住宅条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 第26 議案第23号 永平寺町健康福祉スポーツ施設条例の制定について
- 第27 議案第24号 永平寺町上志比地域振興センター条例の制定について
- 第28 議案第25号 永平寺町公民館条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 第29 議案第26号 永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例
の制定について
- 第30 議案第27号 松岡公民館耐震改修工事請負変更契約の締結について
- 第31 議案第28号 福井県市町総合事務組合規約の変更および財産処分につ

いて

第32

議員派遣の件

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（18名）

- 1番 上坂久則君
- 2番 滝波登喜男君
- 3番 長谷川治人君
- 4番 朝井征一郎君
- 6番 江守勲君
- 7番 小畑傳君
- 8番 上田誠君
- 9番 金元直栄君
- 10番 樂間薫君
- 11番 川崎直文君
- 12番 伊藤博夫君
- 13番 奥野正司君
- 14番 中村勘太郎君
- 15番 川治孝行君
- 16番 長岡千恵子君
- 17番 多田憲治君
- 18番 齋藤則男君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

- 町 長 河合永充君
- 副町長 平野信二君
- 教育長 宮崎義幸君
- 消防長 朝日光彦君

総務課長	小林良一君
財政課長	山口真君
総合政策課長	平林竜一君
会計課長	酒井宏明君
税務課長	歸山英孝君
住民生活課長	佐々木利夫君
福祉保健課長	木村勇樹君
子育て支援課長	吉川貞夫君
農林課長	野崎俊也君
商工観光課長	清水和仁君
建設課長	多田和憲君
上下水道課長	原武史君
永平寺支所長	坂下和夫君
上志比支所長	酒井健司君
学校教育課長	清水昭博君
生涯学習課長	山田孝明君
国体推進課長	家根孝二君

6 会議のために出席した事務局職員

議会議務局長	川上昇司君
書記	源野陽一君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（齋藤則男君） 開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る2月27日、町長より平成30年第1回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げましたところ、各議員におかれましては、ご健勝にて一堂に会し、ここに本会議が開会できますことを心より厚く御礼を申し上げます。

本年2月4日から13日にかけての例年になく大雪に見舞われ、昭和56年以来の記録的な豪雪となりました。交通機関や経済活動、農業まで広範囲にわたり甚大な被害をもたらしました。ここに、このたびの豪雪によりお亡くなりになられた方々、ご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族並びに被災された皆様方へ永平寺町議会よりお見舞いを申し上げます。

また、不眠不休で日夜、雪害対策に当たられました関係の皆様方、福祉関係の皆様、町ご当局の皆様方には迅速に対応に当たられ、心から感謝と敬意を表する次第であります。

次に、このたびの任期満了による町長選挙におきまして、河合町長が無投票にて再選を果たされました。議会を代表し、お祝いを申し上げます。2期目となる新たな4年間、町民のご期待に応えるため、これまで以上に町民の目線、生活者の視点に立って全力を挙げて職責を果たしていただきますよう切望します。

議会といたしましても、希望と誇りの持てる魅力あふれる永平寺町を築くため、議会の果たす役割や責任を十分に認識し、さらなる努力を重ねていく所存であります。どうか皆様のご協力とご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますよう、お願いを申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長並びに各課長の出席を求めてあります。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付しておりますので、ご確認のほどよろしく申し上げます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。

これより平成30年第1回永平寺町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（齋藤則男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、13番、奥野君、14番、中村君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日、3月5日から3月28日までの24日間としたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日、3月5日から3月28日までの24日間に決定しました。

～日程第3 諸般の報告～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

諸会合への出席状況報告書を皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほど、お願いいたします。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご報告にかえさせていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、町長より招集の挨拶並びに所信表明を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） おはようございます。

本日ここに、第1回定例会のご案内をいたしましたところ、議員各位におかれましては、ご参集賜り厚くお礼申し上げます。

第2期目の町長就任後、初の本会議となる平成30年第1回永平寺町議会定例会が開催されるに当たり、町政運営に関する所信の一端を申し述べるとともに今回ご提案いたします議案等の概要についてご説明いたします。

私は、去る2月20日、多くの町民の皆様の温かいご支援とご支持をいただき、引き続き4年間の町政運営に当らせていただくことになりました。

これまでの4年間、町民が主役のまちづくりやブランド発信、農業、産業の振

興、子育てや福祉の充実、地域コミュニティや災害への強化、積極的な行財政改革、町民目線に立った職員の意識改革などを進めてまいりました。さらには、新たな産業振興などに目を向け、自動走行実証実験や禅のブランド化などの伝統と先端技術の融合による地域課題解決に取り組んでまいりました。

これから少子・高齢化に伴う人口減少社会は急速に進んでまいります。この4年間まいてきた多くの種をさらに成長させ、花を咲かせ、実を収穫していくことが、町民の皆様が笑顔になれる優しい町、好循環のある強い町をつくることにつながってまいります。

さらに、職責の重大さを肝に銘じ、情熱とスピードを持って職員とともに町政を担ってまいりたいと存じますので、議員各位におかれましては格別のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

このたび、町民の皆様には7つの笑顔の約束をさせていただきました。

1つ目は、「子どもも親も笑顔で子育てできるまち」です。

少子・高齢化など子どもを取り巻く環境は大きく変化している中、医療費助成や放課後児童クラブの拡充などの子育て支援や学校教育環境の充実、家庭・地域・学校連携による教育力の向上を図り、豊かな人間性を育む子育て環境を推進するとともに、町民が生涯を通じて学びやスポーツ機会を得るために、公民館機能強化や生涯学習、スポーツの充実を図り、その成果を適切に生かすことができるまちづくりを進めてまいります。また、豊かな自然環境や地域文化を保全し、次世代へ継承してまいります。

2つ目は、「心も身体も健康で生き生きと笑顔で暮らせるまち」です。

町民誰もが生涯にわたり元気に、穏やかに住みなれた地域で暮らすために、健康づくりの推進、地域医療体制や地域福祉の推進によるまちづくりを目指すとともに、高齢者や障がい者など支援を必要としている人に適切なサービスを効果的に提供できる体制の充実を図ってまいります。

3つ目は、「安心して安全に笑顔で住み続けられるまち」です。

災害に備え、事故や犯罪の起きにくい地域づくりのために自主防災組織と連携した災害対策や消防・救急体制の充実及び交通安全対策の強化を図るとともに先人によって守られてきた豊かな自然を後世に引き継ぐため、官民協働による自然環境の保全や生活環境の確保を図ってまいります。

4つ目は、「地域の魅力、地域の農業・産業で笑顔になれるまち」です。

中部縦貫自動車道永平寺大野道路の全線開通や北陸新幹線の延伸など高速交通

ネットワークの整備が進み、立地条件が高まる中、地域資源や地域性を最大限に生かしながら、企業誘致の推進や新たな産業の育成を図るとともに、観光、農林水産業、商工業などと連携した振興によるブランドの推進や産学官金労の連携による雇用環境の充実、異業種交流を推進し、好循環による地域産業の活性化を図り、幅広い世代に対応した就労機会の創出とにぎわいあるまちづくりを進めてまいります。

5つ目は、「恵まれた環境の中で、笑顔で快適に暮らせるまち」です。

町民がいつもまでも快適に暮らすことができるよう、景観づくりや秩序ある土地利用の推進、継続的な定住促進や空き家利活用に対する支援、計画的な上下水道施設の改良や更新に努め、潤いのある快適な環境づくりを図ってまいります。

また、道路網整備による周辺市町とのネットワーク化を進めるとともに除雪体制の強化及び少子・高齢化などによる地域課題に対応するために自動走行実証事業による新たな交通体系の確立を図ってまいります。

6つ目は、「子どもから高齢者までが笑顔で繋がることのできるまち」です。

町民の主体性を尊重し、町民と行政が相互の信頼と理解に基づいた協働のまちづくりを目指すため、地区振興連絡協議会の設立や支援、すまいるミーティングなど継続的な広聴・広報活動を実施していくとともに誰もが地域社会の一員としてつながりを持ち、多様な価値観や異文化への理解を促進するため、広域連携、異業種間交流活動や若者、学生まちづくりへの支援、国際交流や男女共同参画社会への推進を図ってまいります。

7つ目は、「親切的な行政サービスで、みんなが笑顔で住めるまち」です。

限られた財源の中で効率的かつ効果的な行財政運営を推進していくため、行財政改革大綱による経費削減、企業誘致やふるさと納税の推進などによる自主財源の確保や事務事業評価システムによる事業の改善、効率化を図るとともに人事評価システムによる職員資質の向上や電子自治体の推進、ワンストップサービスなどによる窓口業務の充実を図り、町民の一層の利便性向上を進めてまいります。

さて、県内では2月4日から強い冬型の気圧配置となり、嶺北を中心に5日から13日にわたり断続的に雪が降り続き、昭和56年豪雪以来37年ぶりの積雪130センチを超える記録的な大雪に見舞われました。2月5日に北陸自動車道の通行どめに伴い国道8号の交通量が増加し、国道8号あわら市付近などで降り続く雪の中、車両が停滞し、国道8号は長時間通行不能となり、2月9日までに最大約1,500台の車両の滞留が発生しました。中部縦貫自動車道においては

松岡インターチェンジから永平寺参道インターチェンジ間を除き、2月6日から2月10日まで通行どめが発生し、物流などの長期的な支障となりました。

このような状況において、町としては2月6日に県内で最も早く雪害対策本部を立ち上げ、除雪や生活支援、ライフライン、窓口対応など7班編成の24時間体制で職員一丸となり、一刻も早く日常生活を取り戻せるよう地域住民の安全確保を図りました。しかしながら、人的被害や物的被害なども発生し、機械除雪による生活道路の確保や燃料の確保、高齢者への生活支援など、町民の方々から多くの支援要請や要望を承った次第でございます。大雪の対応において町民皆様に多大なご不便をおかけしましたことにつきましては、真摯に受けとめさせていただき、反省とともにこの経験を踏まえ、自助、共助、公助を再認識し、地域、家庭などにおける持続的なコミュニティの形成を促し、自主防災組織等とも連携強化を図ってまいります。

今回の課題や問題を整理し、少子・高齢化による人口形態の変化に応じ、今後の防災計画や除雪計画などに反映させるとともに、国や県とも連携を強化してまいりますと考えております。

それでは初めに、町政の運営の一端について申し上げます。

まず、高齢者福祉や地域福祉の推進について申し上げます。

第7期高齢者福祉・介護保険事業計画及び第3次障がい者基本計画等を策定しました。

昨年4月より地域包括支援センターを役場本庁内に置き、一部の予防給付を地域支援事業へ移行し、高齢者の実情に応じて、必要な生活支援、介護予防を総合的に行っております。

これらの計画は、昨年6月より介護保険運営協議会や地域包括支援センター運営協議会及び障がい者基本計画等策定委員の皆様と慎重に協議を重ねさせていただきました。策定に当たりましては、町内在住の65歳以上の高齢者や要支援・要介護認定を受けている方、身体障害者手帳を持っておられる方などに日常生活や介護実態、福祉サービス利用状況などに関するアンケート調査を実施し、多くの方々からご回答をいただくなど、さまざまな機会を通じてご意見、ご提案をいただきました。

昨年度策定した第2次永平寺町総合振興計画や国、県の各種計画などに基づき、

これから3年間の目指すべき高齢者や障がい者福祉の基本的方針や具体的に取り組むべき施策を明らかにし、安定的かつ充実した介護保険事業の運営と障がい者、障がい児福祉サービスの必要量及び確保方を目的としております。

高齢者福祉計画と介護保険事業計画の一体的な策定及び共生社会の実現に向けた法制度の動きに対応することにより、高齢者や障がい者が住みなれた地域でいつまでも安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指してまいります。町民一人一人が地域の主役となり、感動がめぐる、元気のある、笑顔の絶えないまちづくりを進めてまいります。

若者、学生との連携について申し上げます。

昨年10月から包括的連携協定を結んでおります福井県立大学と連携し、一般教育科目「行って・見て・聞いて・考える永平寺町学」を実施しておりますが、このたび1月24日に受講生である1年生20人がテーマ、グループ別に研究成果や町への提言を発表していただきました。観光ツアーや自然を活用した施設整備、SNSを利用した魅力創出などの提案がありました。今後も事業を継続しながら、計画づくりに学生の皆さんにも積極的に参加していただくなど、町に関心を持っていただき、まちの応援団や若者、学生の定住につながる取り組みを進めていきます。

子育て支援及び学校教育環境の充実、生涯スポーツの推進について申し上げます。

幼稚園幼稚園施設の長期保全・再生計画に基づき、平成29年度は各園施設の空調設備の改修や外壁、内装の改修工事を実施いたしました。今後も長寿命化と改修費用の平準化に取り組み、安心・安全な保育環境の維持に努めてまいります。

放課後児童クラブは、子育て支援の観点から児童の健全な育成を図る役割を担っていますが、登録対象者の拡大や利用率の向上から、近年、受け入れ施設のスペース確保が課題となっております。平成29年度は、その解消対策として、御陵地区の児童クラブの受け入れ施設を、改修した御陵小学校体育館のギャラリーに移転し、保護者からも安全面などで満足いただいております。今後も小学校施設の空き教室などを活用した新たな児童クラブの環境整備を進めてまいります。また、就労形態の多様化に伴い土曜日に児童クラブを開設し、子育てと仕事の両立しやすい環境整備を図ってまいります。

学校施設につきましては、学校施設長期保全・再生計画に基づき、平成29年度は老朽の著しい松岡小学校南校舎棟の改修を実施しました。引き続き、渡り廊

下棟と北校舎棟についても本年度より2カ年計画にて改修を実施いたします。

本年度は、福井しあわせ元気国体・障害者スポーツ大会の開催の年であります。会場となる松岡中学校の体育館や松岡B & G海洋センター及び松岡総合運動公園の改修が完了し、本年度はハンドボール、バスケットボールの会場となる永平寺緑の村ふれあいセンターの改修を実施します。また、永平寺大燈籠ながしの開催にあわせ、8月に永平寺参ろ一どを利用し、大本山永平寺を起点、永平寺河川公園を終点として自動走行実証車の先導のもと炬火リレーイベントを実施し、国体への町民の関心を高めてまいります。運営面におきましては、継続的に花いっぱい運動にも取り組み、昨年、プレ大会で得た経験をもとに、スタッフとして携わるボランティア及び町職員、各種団体の方々と連携し、選手、関係者、来場される方々への最大限のおもてなしを発揮できるよう組織運営体制の確立、魅力発信に引き続き取り組んでまいります。

地域の価値を高め、賑わいのあるまちづくりについて申し上げます。

現在進めております門前まちなみ整備事業における観光案内所におきましては、インバウンド対応のキャッシュコーナーの設置やAIコンシェルジュを導入する計画であり、周辺市町とともに観光資源の魅力向上を図り、2次交通などの充実も実施しながら周遊滞在型の観光を推進してまいります。

1月29日には永平寺町ブランド「SHOJIN」の認定書授与式がとり行われ、第2弾ブランド認定品として15品が追加され、第1弾の認定品と合わせて35品となりました。今後、各商談会やイベントなどで広く情報発信を行ってまいります。また、町商工会とも連携し、付加価値を高め、売れる商品の開発支援や販路開拓支援を行い、地域振興を図ってまいります。

農業生産基盤の強化におきましては、中山間地域総合整備事業が平成29年度より5カ年計画で県営事業として整備を開始しております。永平寺地区では8地区、上志比地区では4地区において農業用水、排水路、暗渠排水、ため池改修等を行います。さらに、地元と連携を強化しながら、中山間における農業生産基盤の整備に引き続き取り組んでまいります。

人・企業を町に呼び込む好循環施策の展開と未来への投資について申し上げます。

自動走行実証事業においては、橋梁の補強や道路の改修が完了いたします。現在、あわせて産業技術総合研究所が雪道での走行課題の実証を実施したところがあります。今後、パナソニック株式会社も実証実験を再開する予定となっております。

30年度は県と連携して地方創生推進交付金を活用し、永平寺参ろ一ど自動走行実用化研究事業を実施していきます。季節ごとの課題や交差点などの安全面における課題の解決に向けた研究を行い、事業の研究成果をもとに関係機関と調整を図りながら実用化に向け取り組んでまいります。

また、この実証実験を通し、本町には多くの企業や研究機関などが訪れ滞在します。商工会及び金融機関などとも連携を深め、永平寺町IoT推進ラボなどを通じ、新たな産業の育成、課題の解消につながる勉強会などを開催し、企業間のマッチングなどを支援し、産業振興を図ってまいります。

さらに、少子・高齢化が進む地域での自動走行などによる交通インフラのあり方について、3月9日からアメリカ・テキサス州で開催される国際見本市サウス・バイ・サウス・ウエストにおいて日本政府代表として基調講演させていただくことになりました。永平寺参ろ一どの終点には大本山永平寺があり、何百年と変わらぬ禅文化が築かれております。あわせて「禅（ZEN）」ブランドの紹介を行い、先端技術と禅の融合などの情報発信も行ってまいります。

今後、永平寺参ろ一どを自動走行実証実験のオープンラボとして、禅文化などと連携させ、実用化へ向け情報提供しながら加速させることにより、新たな交通体系による地域課題の解決や企業誘致による雇用促進、ブランドの発信へ結びつけ、交流人口を増加させることにより、好循環社会の確立に向け取り組んでまいります。

それでは、本定例会にご提案いたします議案等につきましてご説明申し上げます。

まず、平成29年度永平寺町一般会計補正予算について申し上げます。

歳出では、基金の再編に伴い、財政調整基金から特定目的基金へ17億円を振りかえることとしております。また、2月5日からの豪雪への対応など、今シーズンの除雪委託の実績及び見込みにより不足する除雪委託料を計上したほか、人事異動及び人事院勧告に沿った職員給与費や障害者自立支援事業の増額等、総額19億4,674万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。これらの財源となります歳入では、地方交付税、基金繰入金等により措置をしております。

次に、平成29年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、保険料収入の増加分を広域連合に納付するため計上するものでございます。

平成29年度永平寺町介護保険特別会計補正予算につきましては、地域密着型

介護サービス給付費等の実績及び見込みによる増額分等を計上するものでございます。

平成29年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について及び平成29年度農業集落排水事業特別会計につきましては、人事異動及び人事院勧告に沿った職員給与費などの補正計上でございます。

続きまして、平成30年度当初予算の主なものについて申し上げます。

平成30年度当初予算では、人件費や社会保障費などの義務的経費や継続事業を中心とした骨格予算としております。骨格予算で計上されなかった政策的な経費や新規事業などの経費は補正予算として今後対応することとしておりますが、年度当初からの執行が望ましいものや、国、県の補助事業で当初予算に計上する必要があったものなどの新規16事業を含む主要52事業及び福祉、教育など住民生活に密接にかかわるものについて予算化しており、一般会計の予算総額は8億3,176万6,000円となった次第であります。歳入では、確実に収入が見込まれる町税、地方交付税、国庫支出金、県支出金等を計上するとともに臨時財政対策債等の地方債の借り入れにより措置することとしております。

次に、特別会計と企業会計予算について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計では、平成30年度から県が財政運営の責任主体となる国保制度改正が実施されることにより大幅な変更がありましたが、歳出において保険給付費や高額医療費等を計上し、歳入において国民健康保険税及び国、県、町による公費負担等を計上し、これまで同様、国民健康保険事業の健全な運営を確保することとしております。

また、介護保険事業特別会計では、平成30年度からの3年間の計画期間とする第7期介護保険事業計画に沿って予算を計上したほか、各特別会計と企業会計につきましては、それぞれの事業が円滑に執行できるよう適正な予算を編成したところであります。

その結果、平成30年度特別会計の予算総額は4億5,119万4,000円となり、上水道事業の企業会計は収益的支出が3億4,749万9,000円、資本的支出が1億7,413万1,000円となった次第であります。

次に、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じ、本町の一般職及び特別職の給与の改定を行うものです。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行

に伴う永平寺町税条例の課税の特例に関する条例の制定につきましては、地域未来投資促進法の規定による促進区域において、同法の規定による地域経済牽引事業計画に従い、施設を設置した事業者に対し固定資産税の課税免除をすることにより、本町における地域経済牽引事業を促進し、成長発展の基盤強化を図るために条例を制定するものです。

永平寺町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、永平寺町が保険料を徴収すべき被保険者を改める必要があるため永平寺町後期高齢者医療に関する条例の改正を行うものです。

永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険法に基づき、平成30年度から32年度までの各年度における65歳以上の方の介護保険料率を定める必要があり、また法改正により被保険者等に科する過料の対象が拡大されましたので改正するものです。

永平寺町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定につきましては、介護保険法の一部が改正され、市町村による介護支援専門員への充実した支援を行うことを目的に、平成30年4月4日より指定居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村に移譲されることに伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について定めるものです。

永平寺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、同じく介護保険法の一部改正により指定介護予防支援事業者の基本方針、運営に関する基準等を改正するものです。

永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険法の一部が改正され、平成30年4月1日より法の指定を受けている障がい福祉サービス事業者が介護保険サービスを提供できるよう、厚生労働省令である国の基準の見直しにあわせ、本町の条例の基準等を改正するものです。

永平寺町福祉関係医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、平成30年4月から子ども医療費の一部負担が県下一斉に制度化

されるため、医療費助成に係る条例を一部改正するものです。

永平寺町営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては、松岡清水団地及び石舟団地の解体を行ったことにより用途廃止を行ったため、団地の名称及び位置を削除するものでございます。

永平寺町健康福祉スポーツ施設条例の制定につきましては、旧上志比小学校体育館の再整備を受けて、新しく設置される永平寺町健康福祉スポーツ施設を管理運営するに必要な事項を定めたものでございます。

永平寺町上志比地域振興センター条例の制定につきましては、永平寺町商工会から無償譲渡を受け、上志比地区の拠点施設として新しく設置される永平寺町上志比地域振興センター施設を管理運営するに必要な事項を定めたものでございます。

永平寺町公民館条例の一部を改正する条例の制定につきましては、上志比公民館を永平寺町上志比地域振興センターに移転することに伴い、所在地に関する事項を改正するものです。

永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されることに伴い、危険物貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額の標準を改定する必要があるため、条例の一部を改正するものです。

松岡公民館耐震改修工事請負変更契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

福井県市町総合事務組合理約の変更及び財産処分につきましては、本年3月31日付で福井県市町総合事務組合からこしの国広域事務組合が脱退することに伴い、福井県市町総合事務組合理約変更並びに財産処分について、本規約の一部を変更することとなったため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

以上、町政に対する所信と本定例会に提出する議案等について申し上げましたが、上程の都度、詳細にご説明いたしますので、慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願いいたします。

地方創生の時代の中、永平寺町が将来にわたって町民が笑顔で安心して生活していくことにつながるよう、社会状況の変化に柔軟に対応し、先人が築いてきた歴史を守っていくため、将来の明るい未来へつなげるために、町民の皆様とともに

に好循環の永平寺町をつくることを目指してまいります。

議員の皆様におかれましても、さらなるご支援を賜りますようお願いいたします。開会のご挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

～日程第4 議案第1号 平成29年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第5 議案第2号 平成29年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について～

～日程第6 議案第3号 平成29年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第7 議案第4号 平成29年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

～日程第8 議案第5号 平成29年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

○議長（齋藤則男君） 日程第4、議案第1号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第8、議案第5号、平成29年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてまでの5件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、日程第4、議案第1号から日程第8、議案第5号までの5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程されました議案第1号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第5号、平成29年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてまでの提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第1号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算について申し上げます。

歳出では、基金の再編に伴い、財政調整基金から特定目的基金へ17億円を振りかえることとしております。また、2月5日からの豪雪への対応など今シーズンの除雪委託の実績及び見込みにより不足する除雪委託料を計上したほか、人事異動及び人事院勧告に沿った職員給与費や障害者自立支援事業の増額等、総額1

9億4,674万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

財源となります歳入では、地方交付税、基金繰入金等により措置をしております。

次に、議案第2号、平成29年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、保険料収入の増加分を広域連合に納付するため計上するものでございます。

議案第3号、平成29年度永平寺町介護保険特別会計補正予算については、地域密着型介護サービス給付費等の実績及び見込みによる増額分等を計上するものでございます。

議案第4号、平成29年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について及び議案第5号、平成29年度農業集落排水事業特別会計については、人事異動及び人事院勧告に沿った職員給与費などの補正計上でございます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） それでは、議案第1号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第5号、平成29年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてまで一括して提案理由の補足説明をさせていただきます。

議案第1号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の3ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19億4,674万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億2,976万6,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、4ページから7ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

第2条の翌年度へ繰り越して行う事業については、8ページの第2表、繰越明許費のとおりで、款6農林水産業費の九頭竜川下流地区地域用水機能増進事業から款15災害復旧費の林道施設災害復旧事業まで10事業、3億3,645万5,000円を平成30年度へ繰り越すものでございます。

第3条の地方債の補正については、9ページの第3表、地方債補正のとおりで、臨時財政対策債2,000万円の減額と工事等の減額に伴い、財源としていた合併特例債を3,800万円減額するものでございます。

それでは初めに、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

17ページをお願いします。

中ほどの款2総務費、目4財産管理費の基金積立金17億5,735万円は、平成28年度剰余金確定に伴う積立金8,000万円と基金再編に伴う積立金として財政調整基金から17億円を、教育施設整備基金に10億円、すこやか子育て支援基金に2億円、まちづくり基金に5億円、それぞれ振り分けるほか、基金の運用益として346万円を積み立てる一方、町有地売却が不調となったことから土地開発基金への積立予定額2,611万円を減額するものでございます。

同じく目5企画費の福井坂井地区広域電算共同利用負担金1,117万5,000円の減額は、システム改修関連経費の精算に伴い、平成29年度の負担金額が示されたことによるものでございます。

19ページをお願いします。

下段の款3民生費、目3心身障害者福祉費の扶助費1,721万8,000円は、障がい者の介護給付費、訓練等給付費及び住宅改造事業などの補装具等支援事業の増加が見込まれるため増額をお願いするものでございます。

21ページをお願いします。

項2児童福祉費、目4児童福祉施設費の広域入所負担金257万9,000円は、広域入所の受け入れを承諾した受け入れ先への負担金を計上するものです。同様に、永平寺町の園が受け入れを行う分については広域入所負担金として114万2,000円を歳入において計上しております。

23ページをお願いします。

款6農林水産業費、目3農業振興費の補助金984万8,000円の減額及び目4農地費の負担金913万5,000円の減額は、それぞれ額の確定による減額補正するものでございます。

24ページをお願いします。

款7商工費、目3観光費の委託料600万円と工事請負費2,900万円の減額は、委託内容、設計内容及び工事内容の見直しによって経費を抑えることができたことから不要となる額を減額するものでございます。

この減額により、歳入においても国庫補助金44万円、合併特例債3,000

万円の減額を計上しております。

25ページをお願いします。

中段の款8土木費、目2道路橋梁維持費の除雪委託料2億3,274万9,000円は、2月5日からの豪雪への対応など今シーズンの除雪委託の実績及び見込みにより不足する除雪委託料を計上するものでございます。

28ページをお願いします。

下段の款10教育費、目2公民館費の工事請負費900万円の減額は、松岡公民館耐震補強改修工事において入札差金が発生したことから不要分を減額補正するものでございます。これにより、財源として見込んでおりました国庫補助金107万1,000円と合併特例債800万円を歳入にてそれぞれ減額補正しております。

次に、これらの財源となります歳入の主なものについてご説明いたします。

戻りまして、12ページをお願いします。

上段の地方交付税では、普通交付税の算定額が確定したことから6,000万円を増額しております。

また、中段以降の国庫支出金、県支出金につきましては、事業の進捗にあわせてそれぞれ増額及び減額をしております。

14ページをお願いします。

中段の款17繰入金、目1財政調整基金繰入金の19億7,724万円は、特定目的基金へ振りかえるために17億円と、不足財源として2億7,724万円を財政調整基金から繰り入れることとしております。

また、15ページの款20町債では、臨時財政対策債及び合併特例債合わせまして5,800万円を減額することとしております。

以上、議案第1号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号、永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の32ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ212万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,487万7,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額については、33ページから34ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

38ページをお願いします。

上段の款2後期高齢者医療広域連合納付金203万7,000円は、保険料収入の増加分を広域連合に納付するため計上するものでございます。

以上、議案第2号、平成29年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第3号、永平寺町介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の42ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,715万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2,425万円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、43ページから44ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出についてご説明申し上げます。

49ページをお願いします。

中段の款2保険給付費、目3地域密着型介護サービス給付費3,000万円は、地域密着型介護サービス給付費の実績及び見込みによる増額分を計上するものでございます。

50ページをお願いします。

上段の目9居宅介護サービス計画給付費700万円や、その下にあります介護予防サービス給付費840万円等につきましても、実績及び見込みによる増額分を計上するものでございます。

52ページをお願いします。

上段の特定入所者介護サービス費411万円の減額は、サービス利用量等の減少により、見込んでいたサービス費に余剰が生じたため減額補正するものでございます。

戻りまして、47ページの歳入についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、介護給付費増の特定財源として、負担割合に沿って保険料、国庫支出金、県支出金などを計上するものでございます。

以上、議案第3号、平成29年度永平寺町介護保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第4号、永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の55ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ333万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,611万6,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、56ページから57ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございませう。

61ページをお願いします。

人事異動及び人事院勧告に沿った職員給与費など333万4,000円を計上しております。こちらの財源につきましては、60ページのとおり、一般会計繰入金にて措置をしております。

続きまして、議案第5号、永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の64ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,716万8,000円とお願いするものでございませう。

歳入歳出予算の総額の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、65ページから66ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございませう。

こちらにも職員給与費等、人件費関係の補正でございませう。

歳入もまた一般会計繰入金を計上しております。

以上、議案第1号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第5号、永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてまでの説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

金元君。

○9番（金元直栄君） 一般会計補正予算、8ページですが、繰越明許費が示されています。これについて工事の進捗状況、進捗率がどうなっているのか。また、それぞれ予算に占める繰り越しの率が何%かというのわかるような資料、どこかで出してほしいなと思うんですが。

○議長（齋藤則男君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） この中には県の事業に対する負担金等々もありますので、そのあたりはちょっと調べなければわかりませんが、補正予算の審議のときにそういった資料もお出ししたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

暫時休憩をいたします。11時5分より再開をいたします。

（午前10時53分 休憩）

（午前11時07分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第9 議案第6号 平成30年度永平寺町一般会計予算について～

～日程第10 議案第7号 平成30年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について～

～日程第11 議案第8号 平成30年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について～

～日程第12 議案第9号 平成30年度永平寺町介護保険特別会計予算について～

～日程第13 議案第10号 平成30年度永平寺町下水道事業特別会計予算について～

～日程第14 議案第11号 平成30年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について～

～日程第15 議案第12号 平成30年度永平寺町上水道事業会計予算について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第9、議案第6号、平成30年度永平寺町一般会計予算についてをから日程第15、議案第12号、平成30年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでの7件を一括議題とします。これにご異議ありません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第6号から日程第15、議案第12号までの7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(河合永充君)

ただいま一括上程いただきました、議案第6号、平成30年度永平寺町一般会計予算についてから議案第12号、平成30年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでの提案理由のご説明を申し上げます。

はじめに議案第6号、平成30年度永平寺町一般会計予算について申し上げます。平成30年度当初予算では、人件費や社会保障費などの義務的経費や継続事業を中心とした骨格予算としております。骨格予算で計上されなかった政策的な経費や新規事業などの経費は補正予算として今後対応することとしておりますが、年度当初からの執行が望ましいものや、国、県の補助事業で当初予算に計上する必要があったものなどの新規16事業を含む主要52事業及び福祉、教育など住民生活に密接にかかわるものについて予算化しており、一般会計の予算総額は83億8,176万6,000円となった次第であります。歳入では、確実に収入が見込まれる町税、地方交付税、国庫支出金、県支出金等を計上するとともに臨時財政対策債等の地方債の借り入れにより措置することとしております。

次に、議案第7号から第12号の特別会計と企業会計予算について申し上げます。国民健康保険事業特別会計では、平成30年度から県が財政運営の責任主体となる国保制度改正が実施されることにより大幅な変更がありましたが、歳出において保険給付費や高額医療費等を計上し、歳入において国民健康保険税及び国、県、町による公費負担等を計上し、これまで同様、国民健康保険事業の健全な運営を確保することとしております。

また、介護保険事業特別会計では、平成30年度から3年間を計画期間とする第7期介護保険事業計画に沿って予算を計上したほか、各特別会計と企業会計につきましてはそれぞれの事業が円滑に執行できるよう適正な予算を編成したところであります。

その結果、平成30年度特別会計の予算総額は45億8,119万4,000

円となり、上水道事業の企業会計は収益的支出が3億4,749万9,000円、資本的支出が1億7,413万1,000円となった次第であります。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） それでは、議案第6号、平成30年度永平寺町一般会計予算についてから議案第12号、平成30年度永平寺町上水道事業会計予算についてまで一括して提案理由の補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第6号、平成30年度永平寺町一般会計予算についてご説明申し上げます。

お手元の予算書をお願いいたします。

平成30年度永平寺町一般会計予算書の1ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ83億8,176万6,000円とお願いするもので、前年度と比較しますと8億6,807万2,000円の減額、率にして9.4%の減でございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額については、2ページから6ページにかけての第1表、歳入歳出予算によるところでございます。

第2条の地方債については、7ページの第2表、地方債によるところでございます。

第3条、一時借入金については、借入額の最高額は5億円と定めております。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

10ページをお願いします。

款1町税につきましては、項1町民税から項5入湯税までを合わせまして19億9,115万6,000円で、前年度と比較して4,883万円の増額でございます。

12ページをお願いします。

中段の款6地方消費税交付金3億5,000万円は、県の推計値等により前年度と比較して1,300万円の増額、率にして3.9%の増と見込んでおります。なお、平成26年4月1日より消費税率が引き上げられた趣旨に鑑み、その引き上げ分相当の1億5,000万円は社会保障財源交付金として社会保障関連経費に充当することとしております。

次に、13ページの款9地方交付税35億6,000万円は、普通交付税及び特別交付税ともに国の地方財政計画を考慮して前年度と比較して1億円の減額、率にして2.7%の減と見込んでおります。

次に、15ページから17ページに掲載しております款13国庫支出金は、合わせまして6億6,705万7,000円で、前年度と比較して9,791万6,000円の減額となっております。

17ページから22ページに掲載しております款14県支出金は6億3,670万円で、前年度と比較して3,617万1,000円の減額となっております。

27ページをお願いします。

款20町債6億1,600万円は、前年度と比較して4億6,650万円の減額となっております。主なものとしては、臨時財政対策債2億7,000万円、松岡小学校校舎等改修工事などの投資的経費に充当する合併特例債3億4,600万円でございます。

続きまして、歳出について9ページの歳入歳出予算事項別明細書に沿った形でご説明申し上げます。

9ページをお願いします。

款2総務費9億7,726万円は、前年度と比較して4億2,652万3,000円の減額でございます。減額の要因としましては、地域情報通信基盤整備事業の終了、こしの国広域事務組合の解散による負担金の皆減等によるものでございます。

次に、款3民生費25億1,687万9,000円は、前年度と比較して1,307万3,000円の減額でございます。

次に、款4衛生費4億6,139万6,000円は、前年度と比較して825万3,000円の減額でございます。

款5労働費3,813万7,000円は、前年度と比較して255万2,000円の減額でございます。

次に、款6農林水産業費4億9,913万2,000円は、前年度と比較して8,934万円の減額でございます。減額の要因としましては、水田農業大規模化園芸導入事業補助金3,529万8,000円及び森林組合強化育成預託金5,000万円の皆減等によるものでございます。

次に、款7商工費1億8,188万3,000円は、前年度と比較して3億6,914万円の減額でございます。減額の要因としましては、観光まちなみ魅力ア

ップ事業がほぼ完了し、3億4,590万円の減となったことなどによるものでございます。

次に、款8土木費11億268万1,000円は、前年度と比較して1,593万9,000円の減額でございます。減額の要因としましては、河川費で1,501万7,000円、住宅管理費で3,478万1,000円、それぞれ増額となったものの、道路橋梁維持費で2,479万3,000円、下水道費で3,335万2,000円、それぞれ減額となったことによるものでございます。

次に、款9消防費3億2,419万6,000円は、前年度と比較して5,221万4,000円の減額でございます。要因としましては、消防関連車両購入費5,401万4,000円の皆減によるものでございます。

次に、款10教育費14億5,211万7,000円は、前年度と比較して3,606万8,000円の増額でございます。増額の要因としましては、公民館や社会体育施設の改修費が減額となったものの、松岡小学校等の大規模改修や国体・障スポ大会開催事業が増額となったことによるものでございます。

9ページ、款11公債費7億2,114万3,000円は、前年度と比較して7,682万円の増額でございます。

以上、一般会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計に係る予算についてご説明申し上げます。

初めに、議案第7号、平成30年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

特別会計予算書をお願いいたします。

予算書の1ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ16億6,037万7,000円とお願いするもので、前年度と比較して3億9,827万8,000円の減となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額については、2ページから5ページにかけての第1表、歳入歳出予算によるところでございます。

第2条の一時借入金については、借入額の最高額は1億円と定めております。

続きまして、議案第8号、平成30年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

後期高齢者等医療特別会計予算の予算書、1ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億2,328万7,

000円とお願いするもので、前年度と比較して1,060万2,000円の増となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額については、2ページから3ページにかけての第1表、歳入歳出予算によるところでございます。

第2条の一時借入金については、借入額の最高額は3,000万円と定めております。

続きまして、議案第9号、平成30年度永平寺町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

介護保険特別会計予算書の1ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ18億8,866万6,000円とお願いするもので、前年度と比較して4,346万9,000円の増でございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額については、2ページから4ページにかけての第1表、歳入歳出予算によるところでございます。

第2条の一時借入金については、借入額の最高額は1億円と定めております。

続きまして、議案第10号、平成30年度永平寺町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

下水道会計の予算書、1ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6億1,015万6,000円とお願いするもので、前年度と比較して3,579万円の減となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額については、2ページから3ページにかけての第1表、歳入歳出予算によるところでございます。

第2条の一時借入金については、借入額の最高額は5,000万円と定めております。

続きまして、議案第11号、平成30年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億9,873万8,000円とお願いするもので、前年度と比較して178万1,000円の増でございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額については、2ページから

3ページにかけての第1表、歳入歳出予算によるところでございます。

第2条の一時借入金については、借入額の最高額は3,000万円と定めております。

続きまして、議案第12号、平成30年度永平寺町上水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

別冊の平成30年度永平寺町上水道事業会計予算書の1ページをお願いいたします。

第3条のとおり、収益的収入は3億9,564万3,000円に、収益的支出は3億4,749万9,000円とそれぞれお願いするものでございます。

2ページをお願いします。

第4条において、資本的収入は6,520万1,000円に、資本的支出は1億7,413万1,000円とそれぞれお願いするものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億893万円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとしております。

収益的支出と資本的支出を合わせました歳出予算総額は5億2,163万円となり、前年度と比較して4,555万6,000円の減となっております。

第5条、企業債については、2ページのとおりでございます。

第6条、一時借入金については、一時借入金の限度額は5,000万円と定めております。

以上、議案第6号、平成30年度永平寺町一般会計予算についてから議案第12号、平成30年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでの提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

～日程第16 議案第13号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第16、議案第13号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第13号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じ、本町の一般職及び特別職の給与の改定を行うものです。

詳細につきましては、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

～日程第17 議案第14号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う永平寺町税条例の課税の特例に関する条例の制定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第17、議案第14号、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う永平寺町税条例の課税の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました議案第14号、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う永平寺町税条例の課税の特例に関する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

地域未来投資促進法の規定による促進区域において、同法の規定による地域経済牽引事業計画に従い、施設を設置した事業者に対し固定資産税の課税免除をすることにより、本町における地域経済牽引事業を促進し、成長発展の基盤強化を図るために条例を制定するものでございます。

主な内容は、対象となる施設を設置した事業者に対し固定資産税を3カ年度間、課税免除する旨の規定、公害関連法令等に違反した期間は課税免除を受けられない旨の規定、事業計画が取り消された場合や不正行為があった場合は課税免除を取り消す旨の規定などでございます。

詳細につきましては、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決

議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

～日程第18 議案第15号 永平寺町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第18、議案第15号、永平寺町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました議案第15号、永平寺町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、永平寺町が保険料を徴収すべき被保険者を改める必要があるため、永平寺町後期高齢者医療に関する条例の改正を行うものです。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

～日程第19 議案第16号 永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第19、議案第16号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました議案第16号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回、介護保険法に基づき、平成30年度から32年度までの各年度における65歳以上の方の介護保険料率を定める必要があります。また、法改正により被保険者等に科する過料の対象が拡大されましたので改正するものです。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩をいたします。

（午前11時30分 休憩）

（午前11時30分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第20 議案第17号 永平寺町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について～

～日程第21 議案第18号 永平寺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第20、議案第17号、永平寺町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について及び日程第21、議案第18号、永平寺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、日程第20、議案第17号及び日程第21、議案第18号の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程されました議案第17号、永平寺町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について並びに議案第18号、永平寺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由をご説明申し上げます。

ます。

議案第17号は、介護保険法の一部が改正され、市町村による介護支援専門員への充実した支援を行うことを目的に、平成30年4月よりケアマネジメントを行う指定居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村に移譲されます。これに伴い指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について定めるものです。

議案第18号は、介護保険法の一部が改正され、介護予防ケアマネジメントを行う指定介護予防支援事業者の基本方針、運営に関する基準等を改正するものです。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

～日程第22 議案第19号 永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について～

～日程第23 議案第20号 永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第22、議案第19号、永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第23、議案第20号、永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、日程第22、議案第19号及び日程第23、議案第20号の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

- 町長（河合永充君） ただいま一括上程されました議案第19号、永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第20号、永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由をご説明申し上げます。

介護保険法の一部が改正され、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスについては、平成30年4月1日から児童福祉法や障害者総合支援法の指定を受けている障がい福祉サービス事業者も市町村条例の基準を満たせば共生型サービスとして介護保険サービスを提供できることとなります。厚生労働省令である国基準の見直しにあわせ、本町の条例の基準等を改正するものです。

以上、提案の理由とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

～日程第24 議案第21号 永平寺町福祉関係医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について～

- 議長（齋藤則男君） 次に、日程第24、議案第21号、永平寺町福祉関係医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

- 町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第21号、永平寺町福祉関係医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明をします。

平成30年4月から中学3年生までの子どもの医療費の一部負担が現物給付化に福井県下一斉に制度化するため、永平寺町においても医療費助成に係る条例を一部改正する必要となりました。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

～日程第２５ 議案第２２号 永平寺町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第２５、議案第２２号、永平寺町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第２２号、永平寺町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、松岡清水団地及び石舟団地の解体を行ったことにより用途廃止を行ったため、団地の名称及び位置を削除するものでございます。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

～日程第２６ 議案第２３号 永平寺町健康福祉スポーツ施設条例の制定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第２６、議案第２３号、永平寺町健康福祉スポーツ施設条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました議案第２３号、永平寺町健康福祉スポーツ施設条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

旧上志比小学校体育館の再整備を受けて、新しく設置されます永平寺町健康福祉スポーツ施設を管理運営するに必要な事項を定めた条例でございます。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

～日程第27 議案第24号 永平寺町上志比地域振興センター条例の制定について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第27、議案第24号、永平寺町上志比地域振興センター条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程されました議案第24号、永平寺町上志比地域振興センター条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

永平寺町商工会から無償譲渡を受け、上志比地区の拠点施設として新しく設置されます永平寺町上志比地域振興センター施設を管理運営するに必要な事項を定めた条例でございます。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議いただきますようお願い申し上げます。

○議長(齋藤則男君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

～日程第28 議案第25号 永平寺町公民館条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第28、議案第25号、永平寺町公民館条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました議案第25号、永平寺町公民館条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、上志比公民館を永平寺町上志比地域振興センターに移転することに伴い、所在地に関する事項を改正するものです。

以上、提案の理由とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご決議いただきますようお願い申し上げます。

○議長(齋藤則男君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

～日程第29 議案第26号 永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第29、議案第26号、永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました議案第26号、永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

条例の改正内容は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されることに伴い、危険物貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額の標準を改定する必要があるため、条例の一部を改正するものです。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

～日程第30 議案第27号 松岡公民館耐震改修工事請負変更契約の締結について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第30、議案第27号、松岡公民館耐震改修工事請負変更契約の締結についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました議案第27号、松岡公民館耐震改修工事請負変更契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

本契約は、予定価格が5,000万円以上の工事であり、地方自治法第96条第1項第5号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をいただくものでございます。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

～日程第31 議案第28号 福井県市町総合事務組合規約の変更および財産処分について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第31、議案第28号、福井県市町総合事務組合規約の変更および財産処分についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程されました議案第28号、福井県市町総合事務組合規約の変更および財産処分について、提案理由のご説明を申し上げます。

本年3月31日付で福井県市町総合事務組合からこしの国広域事務組合が脱退することに伴う福井県市町総合事務組合規約変更並びにこしの国広域事務組合の脱退に伴う福井県市町総合事務組合の財産処分について、本規約の一部を変更することとなったため、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものです。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(齋藤則男君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

～日程第32 議員派遣の件～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第32、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思っております。なお、派遣期間、派遣場所、派遣議員等の変更については、議長に一任願いたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

暫時休憩します。

(午前11時45分 休憩)

(午前11時45分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日は、これをもって散会します。

なお、あす3月6日から3月11日までを休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、あす3月6日から3月11日までを休会とします。

3月12日は定刻より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願ひします。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午前11時46分 散会)